

国保だより

国民健康保険税 税率改正のお知らせ

国民健康保険から支払われる保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金などは、国などからの補助金と、保険税でまかなわれています。

保険税は、保険給付費など国保事業に要する経費から国庫支出金など収入見込み額を差し引いたもので、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目に割り振り、それらを組み合わせて一世帯ごとの保険税額が決められます。

この保険税額は、被保険者の所得の状況によっては保険税が減額されることがあります。その減額された分は、国などから負担金として交付されます。

保険税の組み合わせには一定の基準があり、このバランスが崩れると減額の割合が少なくなり、国などの負担金も減額され、被保険者の税負担を増すことがあります。

平成16年度は、長引く不況により所得が減少し、所得割・資産割（応能割といいます。）と均等割・平等割（応益割といいます。）のバランスが崩れ、保険税率の

改正を行わないと、国などからの負担金が約1千9百万円減額されることになるため、保険税の税率の改正が必要となりました。（下表のとおり）

保険税率の改正につきましては、国保財政の健全化を図りながら、被保険者の税負担ができるだけ重くならないよう、税率を決定いたしました。

平成16年度は、郡内でもほとんどの町が、本町と同様の理由で税率の改正を行っています。

医療費の支払は、 自己負担分の残りを 保険給付費から

大崎町の平成15年度国民健康保険事業特別会計の支出で主なものは、保険給付費約11億5千9百万円、老人保健拠出金約4億3千8百万円、介護納付金約9千2百万円となっています。

病気やけがで病院にかかる場合、通常は、病院などの窓口で医療費の3割（3歳以上69歳まで）を支払いますが、残りは保険給付費から、国保連合会を通じて病院などへ支払われます。3歳未満は2

割負担、70歳以上は1割負担（一定以上所得者は2割負担）です。

医療費が 高額になつたとき

同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分は、申請により支給されます。自己負担限度額は、所得や70歳未満、70歳以上、過去12か月間に4回以上あつた場合などにより異なります。

医療費節約 健康づくりが

生活習慣病に起因する循環器、消化器系の疾患が多く、医療費の36パーセントを占めています。医療費が増えると保険税の引き上げにつながります。

日ごろから健康づくりに心がけ、定期的に健康診断を受け、病気の早期発見早期治療に心がけましょう。

【国民健康保険税 平成16年度 税率改正内容】

区分	所得割		資産割		均等割		平等割	
	世帯全員の所得をもとに計算されます。		世帯の固定資産税の額に対して計算されます。		国保資格取得者の人数分計算されます。		人数に関係なく、一世帯で計算されます。	
	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分
改正前	6.30%	0.90%	43.00%	6.60%	22,200円	5,600円	20,900円	3,300円
改正後	8.00%	1.30%	43.00%	6.60%	21,500円	5,500円	20,900円	3,300円

※大崎町は、一世帯当たりの一般的医療給付費分は95,026円で郡内6位、介護納付金分は18,854円で郡内4位となっています。